

一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例

平成25年6月28日条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和46年島原地域広域市町村圏組合条例第11号。以下「給与条例」という。）等の特例を定めるものとする。

(給与条例の特例)

第2条 この条例の施行の日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、給与条例第3条第1項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員に対する給料月額（一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年島原地域広域市町村圏組合条例第3号）附則第7項の規定による給料を含む。以下同じ。）の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

給料表	職務の級	割合
行政職給料表	2級以下	100分の4.77
	3級以上	100分の7.77
消防職給料表	3級以下	100分の4.77
	4級以上	100分の7.77

2 特例期間においては、給与条例に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- (2) 給与条例第20条第1項から第4項までの規定により支給される給与当該職員に適用される次のアからウまでに掲げる規定の区分に応じ当該アからウまでに定める額
 - ア 給与条例第20条第1項 前項及び前号に定める額
 - イ 給与条例第20条第2項又は第3項 前項に定める額に100分の80を乗じて得た額
 - ウ 給与条例第20条第4項 前項に定める額に100分の60を乗じて得た額

3 特例期間においては、給与条例第11条から第13条まで及び第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給与条例第16条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分に18を乗じたものを減じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

4 特例期間においては、給与条例附則第10項の規定の適用を受ける職員に対する第1項、第2項第2号及び前項の規定の適用については、第1項中「、給料月額に」とあるのは

「、給料月額から給与条例附則第10項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第2項第2号ア中「前項及び前号」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項及び前号」と、同号イ及びウ中「前項」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項」と、前項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から給与条例附則第12項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

(島原地域広域市町村圏組合職員の育児休業等に関する条例の特例)

第3条 特例期間においては、島原地域広域市町村圏組合職員の育児休業等に関する条例(平成4年島原地域広域市町村圏組合条例第4号)第22条の規定の適用については、同条中「給与条例第16条」とあるのは「一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例(平成25年島原地域広域市町村圏組合条例第4号)第2条第3項(同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

(島原地域広域市町村圏組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の特例)

第4条 特例期間においては、島原地域広域市町村圏組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年島原地域広域市町村圏組合条例第1号)第15条第3項の規定の適用については、同項中「同条例第16条」とあるのは「一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例(平成25年島原地域広域市町村圏組合条例第4号)第2条第3項(同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

(端数計算)

第5条 この条例の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。